

<p>予算特別委員会会議録 (7) (令和6年1定)</p>			
<p>日 時</p>	<p>令和6年 3月14日 (木)</p>	<p>開 議</p>	<p>午後 1時00分</p>
		<p>閉 会</p>	<p>午後 4時31分</p>
<p>場 所</p>	<p>第2委員会室</p>		
<p>議 題</p>	<p>付 託 案 件</p>		
<p>出席委員</p>	<p>中村(吉宏)委員長、横尾副委員長、白川、高野、佐藤、高橋、 中村(岩雄)、前田、中村(誠吾)各委員</p>		
<p>説 明 員</p>	<p>市長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・ 福祉保険・こども未来・建設各部長、保健所長 ほか関係理事者</p>		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が白川委員に、平戸委員が中村岩雄委員に、白濱委員が前田委員に、中鉢委員が佐藤委員に、面野委員が高橋委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

みらい。

○前田委員

◎ヒグマの春期管理捕獲に関連して

それでは、ヒグマの春期管理捕獲に関連して質問します。

まず、環境省が検討しているヒグマの指定管理鳥獣とは何か、概要を含めお聞かせください。

○（産業港湾）宮田主幹

指定管理鳥獣とは、鳥獣保護管理法で全国的に生息数が著しく増加していたり、生活環境や農作物、生態系に被害を及ぼしたりする野生動物で、集中的かつ広域的に管理が必要な種とされ、環境大臣が認定に当たり指定する鳥獣であります。

○前田委員

その指定管理鳥獣には、どのようなものが指定されておりますか。また、その予定鳥獣についてもお聞かせください。

○（産業港湾）宮田主幹

現在では、ニホンジカとイノシシ、さらに最近では、ヒグマも含めた熊類が指定されると想定されております。

○前田委員

そこで北海道は、残雪期のヒグマ捕獲促進事業、春期管理捕獲を行うとっておりますが、この概要についてお聞かせください。

○（産業港湾）宮田主幹

春期管理捕獲とは、北海道ヒグマ管理計画に定める地域個体群の捕獲上限頭数を基にした管理の下で実施する捕獲で、人里周辺に生息、繁殖するヒグマの低密度化や人への警戒心の植付けによる出没抑制などを行いまして、ヒグマ対策に必要な人材の育成もして地域での危機管理体制の充実を目的とするものであります。

○前田委員

そこで、道は春期管理捕獲に参加する市町村への補助費として、ハンターへの報酬や相談などの支援を目的に予算も計上するとしております。このことについて、小樽市はどのような対応を取られておられますか。

○産業港湾部長

今御質問のありました春期管理捕獲に対する補助についての対応ですけれども、昨年の暮れ頃にそういった話を伺いましたので、本年度は特に対応はしておりません。

○前田委員

本年度ということは、令和5年度ということになるかと思えます。

6年度、あるいは7年度、この先はどのようにされるおつもりですか。

○(産業港湾) 宮田主幹

令和6年度以降の話でありますけれども、ヒグマに関しては現在、国の指定管理鳥獣の認定は受けておりません。頭数調整の捕獲などの管理計画も示されておきませんので、捕獲に関して詳細が示された時点でその内容を確認して、市として予算が必要かどうか検討していきたいと考えております。

○前田委員

ということは、令和5年度は分かりました。6年度、7年度が今の答弁ということによろしいですか。

○(産業港湾) 宮田主幹

そうであります。

○前田委員

それで、後志総合振興局管内でのヒグマの捕獲数の上位の市町村についてお示してください。

○(産業港湾) 宮田主幹

手元に資料がございませんが、後志管内での上位ということで、小樽市が18頭で、捕獲頭数としては、令和5年度では一番多いかと思えます。

○前田委員

小樽市が一番多いのではないかという答弁ですけれども、島牧村がたしか33頭ぐらい捕っていて、小樽市が2番目というふうに記憶しております。

小樽市の直近3年間のヒグマ捕獲数と捕獲日時、場所について、それぞれお聞かせください。

○(産業港湾) 宮田主幹

令和3年度からお答えしますと、令和3年度は2頭であります。場所は、蘭島、時期的には10月に2頭捕獲されております。続きまして、令和4年度は合計4頭、捕獲場所としては、蘭島1頭、忍路3頭であります。日にち的には、9月から11月の間にかけてであります。令和5年度はかなり多いのですが、春香町で7頭、星置で8頭、忍路で2頭、朝里で1頭の全部で18頭になっております。日にち的には5月に2頭、6月に2頭、7月に2頭、8月に4頭、9月に2頭、10月に4頭、11月に2頭であります。

○前田委員

令和5年度は18頭ということで、最初に捕れたのが5月、最後に捕れたのが11月で、この間、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月と、ヒグマ18頭が全ての月で捕獲されているのです。

最初に捕獲されたのが5月20日になります。要するに11月まで毎月、捕れているのですが、この管理捕獲の関係の話になるのですけれども、令和5年度は予算措置をしていなかったというので分かりました。あと6年度、7年度も今のところはしていないということなのですが、毎月、捕れていたのでありますから、この予算措置というものは小樽市民の安心・安全を考えたときに、どこかの時点で必要性を感じたり、何かはしなかったのでしょうか。

○産業港湾部長

今、質問された内容が少しあれなのですけれども、予算措置の必要性がなかったのかという話ですけれども、小樽市としては、ヒグマの駆除は問題熊が出たときに駆除の対応をするということで予算措置して駆除しておりますので、先ほどの春期管理捕獲の話については、指定管理鳥獣になっていないので対応の検討はしていないと言いましたけれども、熊の捕獲に対する予算措置はしております。

○前田委員

熊の予算措置はしていますということなのですが、どこの部分の何を予算しているのですか。

○産業港湾部長

先ほど委員がおっしゃっていた5月から11月の駆除に対する予算措置をしておりますということで御答弁申し上げます。

○前田委員

ということは、春期管理捕獲については、まだ指定管理鳥獣も指定されていないので、予算措置はしていないということでしょうか。

○産業港湾部長

先ほど御答弁したと思いますけれども、春期管理捕獲については、指定管理鳥獣に指定されておりませんので、問題熊の予算措置しかしておりません。

○前田委員

春期管理捕獲の関係で少し聞きますけれども、北海道からのこの春期管理捕獲に関わる情報提供的なものは、昨年から私も耳にしているのですが、小樽市へのそういう情報提供等について時系列的にお聞かせください。

○(産業港湾)宮田主幹

春期管理捕獲の情報提供の時期であります。昨年12月末ぐらいに後志総合振興局から担当職員宛てに通知がありました。続きまして、翌年1月下旬に春期管理捕獲に関しての要領、あと、新たな支援事業の内容が明らかになったところであります。

○前田委員

それで、春期管理捕獲の前段で話をしております指定管理鳥獣になっていないからということなのですが、推測で物を言うのも何でございますけれども、4月1日以降そのようになるようでございますが、仮にそうなった場合にはどのような対応を取られますか。

○(産業港湾)宮田主幹

先ほども答弁したとおりなのですが、実際の詳細が、指定管理鳥獣の内容がしっかり分からないような形で管理計画も示されていない中で、それを見て最終的には、実際に内容は合っている、どうなのかというのを判断して考えていきたいと思っております。

○前田委員

お聞きしているところでは、3月に3回ほど春期管理捕獲に関わる出動的なことを計画されているようですが、この方々というのは、出動された場合、市の非常勤職員という身分で出動ということでしょうか。

○(産業港湾)宮田主幹

申請が出されているヒグマ防除隊員は、全て市長が任命された防除隊員であります。ですから、市の臨時職員並みの扱いという形になります。

○前田委員

春期管理捕獲については、小樽市民の安心・安全に向けた事案となります。現在、道内他都市では、ハンター育成、確保推進に向けて各種施策を施行しています。他都市の事例と小樽市の対応について、具体的に今後の方針も含めお聞かせください。

○(産業港湾)宮田主幹

他都市の事例ということでもあります。先ほども答弁しましたが、管理計画も示されていないような形で捕獲に関して詳細に示された時点でその内容の確認をして、市として予算が必要かどうかを検討していきたいと考えております。

○委員長

主幹に申し上げます。ただいまの質問ですと、他都市の事例を含めて小樽市の今後の展開というような質問でしたけれども、他都市の事例はないならないのか、あるならあるのかをお示しし、明確に御答弁いただきたいと思いますが、お願いできますか。

○(産業港湾)宮田主幹

他都市の事例的には、現在、春期管理捕獲されて実際にやられている他都市が何町村かありますので、その中を確認しながら、新たな指定管理鳥獣の中で制度が積み上がった段階で市として判断して今後は考えていきたいと思っております。

○前田委員

ハンター育成、確保推進に向けてということで、別に春期管理捕獲に関わることではないのです。全体論として、いかがなのですか。そういうお気持ちを聞きたいということです。

○産業港湾部長

ハンターの担い手育成ということで御質問がありましたので私からお答えしますが、小樽市は、委員も御存じのとおり、農業の規模ですとか農業被害の額というのは、道内の他市町村と比べて非常に低いというふうには認識しています。一方で、本市のヒグマ防除隊の隊員数、それから被害防止への実施隊員の隊員数は、非常に人数的には確保されていると思っています。ですので、現時点では、その担い手確保についての施策というものは特に考えておりません。

ただ、将来的にこのままこのニーズがずっと確保できるか、そういったことについては今の時点では把握できませんので、そういった事態になったときには、必要に応じて、どういった施策が必要なのかというのは検討する必要があると考えております。

○中村(岩雄)委員

◎人口減少対策について

会派代表質問の答弁では、若者世代を対象とした人口減少対策としての取組について、子育て・仕事・移住の三つの対策を柱に社会減の抑制に努めるということでした。

まず、移住に関する取組については、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを運営し、相談体制の充実を図るということでした。

そこで、今年度の相談件数、そして、今年度相談をした方のうち、実際に本市へ移住された方の数をお示ください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの令和5年度の相談件数につきましては、令和5年12月末現在で、44件の相談があり、そのうち、実際に本市へ移住された方は9世帯13人となっております。

○中村(岩雄)委員

サポートセンターの開設から順調な滑り出しというふうには考えますが、令和6年度に向けての課題や強化する取組があればお示ください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

新年度に向けた移住・起業「ひと旗」サポートセンターの課題と強化する取組については、開設から1年が経過したところでございますが、まず、課題といたしましては、このサポートセンターを本市への移住を検討している方に広く知っていただくことが必要と考えており、ホームページやSNSを活用した情報発信について取組を強化してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、仕事に関する取組についてお伺いします。

まず、市内の労働力不足に対する取組と今後に向けた検討について、代表質問では、これまで行っている取組として合同企業説明会や求職者のスキルアップを支援するセミナー、若者の市内企業への就職を支援する事業などの

取組を行っているとお聞きしました。具体的にどのような取組だったのか順に確認していきたいと思います。

まず、令和5年度の合同企業説明会について、いつ、どこで、誰を対象に、何回行ったのか、また、どのぐらいの参加があったのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 商業労政課長

合同企業説明会でございますが、今年度は合計4回行っております。まず、6月に高校3年生向けの合同企業説明会をグランドパーク小樽で行っておりまして、高校3年生が55人参加、参加企業は40社でございます。

2回目、9月にグランドパーク小樽で行っておりまして、こちらは午前の部を女性と高齢者向け、午後は一般求職者向けとして行っております。参加人数と参加企業につきましては、午前の部は35人、27社に参加していただきまして、午後は14人、35社に参加していただいております。

3回目、今年1月にグランドパーク小樽で一般求職者向けに行っております。参加者は25人、参加企業は25社でした。この日は少し天候が悪くて参加者は若干伸び悩んでおります。

最後に、4回目ですけれども、2月にウイングベイ小樽6番街4階で、高校1、2年生向けに実施しております。参加人数は39人、参加企業は26社ございました。

○中村(岩雄) 委員

次に、求職者のスキルアップを支援するセミナーについて、同じようにお聞かせください。

○(産業港湾) 商業労政課長

今年度、求職者のスキルアップセミナーといたしまして、ICT人材育成講座と「観光の街小樽で働く」スキルアップ講座の2種類のセミナーをそれぞれ前期と後期に分けて2回ずつ実施しております。

まず、ICT人材育成講座ですけれども、企業が求めるICT人材になるための知識やSNS発信方法などを学んでいただく講座でしたが、小樽経済センターの4階で4日間にわたって実施しております。参加人数は、前期が14人、後期が15人ございました。

「観光の街小樽で働く」スキルアップ講座につきましては、同じく小樽経済センターの4階でパソコン研修、英会話研修、あと、おたる案内人研修といった内容で、10日間にわたって学んでいただく講座でしたけれども、参加人数は前期が15人、後期が14人となっております。

○中村(岩雄) 委員

それでは、若者の市内企業への就職を支援する事業というものは、どのようなものだったのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 商業労政課長

次に、若者の市内企業への就職を支援する事業ということでございますけれども、高校や大学などを卒業した若者の就職率の向上と地元定着を図ることを目的といたしまして、若者就職マッチング支援事業というものを実施しております。

事業の内容は、まず、希望者に市内の企業を見学していただく、企業見学会、それから、バスツアーとして一日の中で複数の企業を見学していただく、たくさん企業見学ツアー、それから、市内の企業に高校や大学などに出向いて企業紹介をしていただく、企業出前説明会、それから、面接や就職後に役立つ内容の新社会人講座ということを実施しております。

○中村(岩雄) 委員

市では、これまでもいろいろな工夫をして様々な取組を行っていることは分かりました。

労働力不足は解消されておられませんけれども、今後の取組について代表質問では、札幌圏の大学等に通う市内外在住の学生に対する働きかけを強化するとの御答弁をいただきました。

これは、具体的にどのような取組を行う予定なのか、御説明ください。

○(産業港湾) 商業労政課長

先ほど御説明いたしました若者就職マッチング支援事業につきまして、ここ数年、高校卒業後の進学率が上がってきている関係がございまして、高校卒業後、すぐに就職する生徒の割合が減ってきておりますので、若者の地元定着を図っていくために、本市の高校を卒業した後、札幌圏の大学等に通う学生に対して、本市の企業の魅力が届くような取組が重要になってきていると考えておりますので、令和6年度には、企業出前講座を札幌市の大学等でも実施することですとか、たくさん企業見学バスツアーに札幌市の大学等からも多く参加してもらえるようにツアーの魅力を上向きさせる、それから、SNS等の発信の強化を図ってまいりたいと考えております。

○中村(岩雄) 委員

外国人材受入れに関する支援策を検討するというお話もありました。商業労政課でこれまでに行った聞き取り調査やアンケート調査の結果について、内容を簡単に御説明ください。

○(産業港湾) 商業労政課長

内容を簡単にということですので御説明いたします。当課で行いました聞き取り調査やアンケート調査でございますが、聞き取り調査につきましては、実際に外国人を雇用している企業4社からの聞き取りを行っております。

課題感があるところとして伺いましたのは、生活面でのフォローがかなり必要であるということございまして、買物に連れて行ってあげるですとか、孤立してしまわないように周囲に溶け込めるようなイベントに参加させるといった配慮を日頃からされているというふうにお聞きしております。

それから、アンケート調査につきましては、日頃から当課とつながりのある商工会議所をはじめとした複数の関係団体の所属企業を対象に実施いたしましたけれども、その結果ですけれども、外国人労働者に求めることとして最も多く挙げたのは、日本語が話せることが非常に高い割合を占めておりました。

それから、外国人労働者を雇用する上での課題につきましては、やはり、コミュニケーション、日本語能力についての課題感や不安というのが大きな割合を占めておりますほか、雇うに当たっての手続等が複雑で手間であるといった項目が上位に上がっております。

市に求める支援といたしましては、費用の補助のほか差別意識をなくす啓蒙活動ですとか、雇用手続や制度に関する説明会の開催など、様々なことが挙げられております。

○中村(岩雄) 委員

今お聞きただけでも課題は本当に多岐にわたっておりますので、外国人材の受入れに効果的な支援というものなかなか難しいかと思っておりますけれども、ぜひしっかり御検討いただき取り組んでいただきたいと思っております。

次に、若者世代を対象とした人口減少対策として、どのような取組を行ってきたかという問いに対し、市長から、仕事について企業誘致、若者や移住者への創業支援の強化について答弁がありました。

まず、企業誘致についてですが、令和6年度はどのような事業を実施するのかについて御説明願います。

○(産業港湾) 由井主幹

令和6年度に実施します企業誘致に関する主な事業について御説明させていただきます。

まず、食品製造業や物流関連企業などを工業団地へ誘致するために、全国の企業を対象に設備投資動向に関する調査を委託事業として実施する予定のほか、首都圏などで開催されている産業展等に北海道などと連携して出店し、本市のPRを行ってまいります。

また、市中心部へは、デジタル関連企業等のサテライトオフィスを誘致するため、令和5年度に策定しました誘致戦略に基づきまして、誘致ターゲットとなる企業とのマッチング事業や本市への進出の可能性が見込まれる企業紹介などによる誘致の取組を委託事業として実施する予定です。

○中村(岩雄) 委員

人口減少対策を考える上で、市中心部へのサテライトオフィス誘致というのは大変有益というふうに思います。

これまで小樽市内への誘致に結びついたというような実績があればお示してください。

○(産業港湾) 由井主幹

小樽市内のサテライトオフィス開設につながったケースといたしましては、熊本県熊本市に本社を置きます株式会社サイバーレコードが令和4年9月に小樽市内にサテライトオフィスを開設いただいたところでございます。

○中村(岩雄) 委員

サテライトオフィス誘致に関しましては、1年間で誘致できるような簡単なものではないというふうに、なかなか難しいと認識はしております。今後の見通しなどがありましたら、お示してください。

○(産業港湾) 由井主幹

令和5年度もサテライトオフィス誘致に関する事業は実施しておりまして、小樽市に関心をお持ちになりまして、市内を視察いただいた企業もいらっしゃいますので、こうした企業を1社でも多く誘致できるよう、引き続き努めてまいりたいと思います。

○中村(岩雄) 委員

同様に、若者や移住者への創業支援の強化について、小樽市では創業支援事業により内外装工事費や家賃の補助などを行ってきておりますが、現在の補助の内容とこれまでの助成件数についてお聞かせください。

○(産業港湾) 産業振興課長

まず、創業支援事業における補助金の内容でございますけれども、一つ目は事業所等家賃の補助でございます、創業後の事務所、店舗等の賃借料の補助をしております。補助率が2分の1で6か月まで月額5万円ですので、最大で30万円補助しております。ただし、小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街ですとか、市場における場合には12か月まで補助をしております。

もう一つは、内外装工事の補助、創業に当たって事務所ですとか店舗の内外装工事費を補助するもので、補助率が同じく2分の1で、基本上限が50万円です。令和4年度からは移住を伴う場合はプラス30万円を加算しております。今年度からは40歳未満の方には、さらに20万円を加算しております。ですので、移住を伴ってさらに40歳未満の方は上限100万円という内容になってございます。

助成件数につきましては、この制度は平成27年度から始まっておりまして、令和4年度までで93件の実績がございます。そのうち、移住者による創業も15件確認しております。

また、今年度につきましてはまだ確定はしておりませんが、今のところ9件の申請がありまして、そのうち移住者が5件、40歳未満の方が4件となっております。

○中村(岩雄) 委員

次に、この創業支援事業の効果についてどのように考えておりますか、お答えください。

○(産業港湾) 産業振興課長

事業の効果につきましては、今年度も含めると100件近い創業者を支援できたこと。あとは、これまで補助した創業者で廃業となってしまった件数が6件にとどまっていることなどから、市内事業者数の維持であるとか創業の促進に一定の効果があると考えております。

○中村(岩雄) 委員

それでは、今後どのように取り組んでいくかについて御説明ください。

○(産業港湾) 産業振興課長

今後の取組でございますけれども、令和6年度につきましては、制度の拡大はございませんが、創業促進については効果がある事業であると考えておりますし、移住者による創業も一定数、実績として表れてきておりますので、本市の移住担当ですとか、小樽商工会議所内でございます、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンター、または小樽市内の金融機関などと連携をしながら制度の周知にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

最後に、子育てに関する取組についてお伺いします。

代表質問の御答弁では、子育てについて、子ども医療費や保育料の負担軽減など、安心して子育てできる環境づくりを進めるとの答弁がありました。

人口減少対策を考える上で、子育ての分野は他都市との比較もされやすく、非常に重要なものであると思います。そこで、改めて伺いますが、まず、これまでどのような取組をされてきたのかお知らせください。

○(子ども未来)主幹

これまで様々な取組をしてきたところですが、札幌市などの近隣市町村とのサービスの差をなくすため、子育て世代の経済的負担軽減としては、子ども医療費助成の段階的な拡大、それから、保育料の第1子の引下げ、第2子以降の完全無料化、さらに病児保育の無料化も実施してまいりました。

○中村(岩雄)委員

経済的な負担軽減については分かりました。それ以外の部分についてはいかがでしょうか、お知らせください。

○(子ども未来)主幹

子供の居場所の充実といたしましては、銭函小学校の放課後児童クラブの建物を同校敷地内にて建て替え、また、民間保育所等の園舎建て替え等に対する補助事業なども実施してきております。

○中村(岩雄)委員

子供の居場所、環境というのは大事なことだというふうに思います。

昨年夏の記録的な猛暑を受けて、市内全小・中学校の普通教室と放課後児童クラブ室にエアコンを設置するという迅速な判断をされたということについては敬意を表したいと思います。

一方で、見えてきた課題があれば、差し支えない範囲でお知らせください。

○(子ども未来)主幹

課題についても様々なあるのですけれども、これもまた注目されがちな部分でいきますと保育所の入所待ち児童というのがございまして、本市においても一定数いらっしゃいます。これの解消に向けての保育士確保策といたしまして、令和5年度の新規事業として、新規に就労した保育士等に対して、採用時に10万円、3年目に20万円、6年目に30万円を支給するという新規の事業を開始したところでありまして、この事業の効果についても今後、検証していきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

保育士が不足していることにより、保育所に入れない児童が生ずると、これは本市だけではなく全国的な問題だと言われておりますけれども、さらに言えば、保育士に限らず様々な業種で人材不足だと言われております。この課題を解決するということはかなり難しいのではないかと思います、引き続き御努力をしていただくようお願いいたします。

それでは、令和6年度に向けて新たに取組むことなどがありましたら、お考えをお聞かせください。

○(子ども未来)主幹

子育て世代の経済的負担軽減といたしましては、新たに放課後児童クラブの利用手数料を無償化するとともに、子ども医療費助成の対象を18歳まで拡大することとしております。また、相談支援の充実といたしましては、子ども家庭センターを新たに設置いたしまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への相談支援体制を強化するとともに、ヤングケアラー支援の充実も図ってまいりたいと思っております。

○中村(岩雄)委員

ところで、令和5年4月に施行された、子ども基本法においては、地方公共団体の責務として、結婚、妊娠、出産、育児等の支援策を策定し、それを実施することと規定されております。

今定例会で他の会派からも質問がありましたけれども、この結婚の支援という点についてはどのようにお考えでしょうか。取り組む予定などがありましたらお知らせください。

○(こども未来)主幹

結婚の支援につきましては、あくまでも結婚を希望する方のライフプランの実現を目的とするものでありますので、結婚や出産に関する個々人の価値観や多様性、これらを十分に尊重しながら、さっぽろ連携中枢都市圏の枠組みでの取組について検討してまいります。

内容といたしましては、札幌市が令和6年度から運用を開始する予定の札幌市オンライン結婚支援センターですとか、AIによるマッチングシステムについては、本市を含むさっぽろ連携中枢都市圏在住者等を利用対象範囲とするということで聞いておりますので、連携・共同について検討してまいります。

○中村(岩雄)委員

ぜひそのような環境づくりに全力を挙げていただきたいと思います。

◎アスベスト対策について

次に、アスベスト対策について伺います。

まず、アスベストとはどのようなものでしょうか。

○(生活環境)環境課長

アスベストは、耐火・耐熱・防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから多くの建材に使用されてきたものです。

また、アスベストは健康被害を引き起こすため、日本では現在、製造、使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、健康被害についてはどのようなものがありますか。また、アスベストを吸入することで人体に影響がありますか。

○(保健所)健康増進課長

飛散したアスベストを吸入することによりまして、肺の組織に刺さって15年から40年ほどの潜伏期間を経て肺の病気を引き起こす可能性がございます。

○中村(岩雄)委員

健康被害については、例えばどのようなものがありますか。

○(保健所)健康増進課長

健康被害としましては、アスベストにより罹患する可能性のある疾患は、じん肺の一種でございます石綿肺、肺がん、悪性中皮腫などが挙げられます。

○中村(岩雄)委員

それでは、そのアスベストはどのような建材に含まれ、どのような箇所に使われているのでしょうか。

○(生活環境)環境課長

アスベストの大半は、建築材料に使用されています。例えば、柱などの鉄骨、天井、壁などへの吹付材、煙突の断熱材、天井・外壁などの成形板などがあります。

○中村(岩雄)委員

この第1回定例会では、総合体育館のアスベストの調査費がついておりますけれども、その他の市有施設でもアスベスト含有建材が使われているのでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

市有施設につきましては、石綿含有吹付材と石綿含有の煙突断熱材について使用されていることを確認してござ

います。

○中村(岩雄)委員

総合体育館以外でもあるということなのですね。

○(建設)建築住宅課長

総合体育館以外の市有施設についても、吹付材と煙突の断熱材について、石綿が含まれていることを確認しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、法的な規制、いろいろあるかと思えますけれども、どのようなものがあるか御説明ください。

○(生活環境)環境課長

建築物等の解体等工事における飛散を防止するための規制について定めた大気汚染防止法がございます。

○(建設)建築指導課長

私からは、建築基準法上におけるアスベストの規制について説明します。

平成18年の建築基準法の改正によりまして、吹付アスベスト等の使用が禁止されました。

また、吹付アスベスト等が施工されている建築物について、増改築などを行う際、除去等を行うことが義務づけられました。

○中村(岩雄)委員

それでは、市有施設においては、アスベストの飛散のおそれがありますか。

○(建設)建築住宅課長

市有施設に使用されているアスベスト含有建材につきましては、アスベスト対策工事で除去や囲い込みを行っておりまして、定期的に囲い込みなどの状態を点検し、飛散のおそれがないことを確認しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、一般的に建物を解体する場合のアスベスト対策は、どのようにしているのでしょうか。

○(生活環境)環境課長

建築物の解体や改造、補修等の際に飛散性の高い吹付石綿のレベル1、煙突断熱材等のレベル2につきましては、アスベストが飛散しないように隔離養生等を行った上で除去作業を行うこととなります。この除去作業を行う14日前までには市へ届出を行い、市の担当が適正な対応がされているか現地の確認を行っています。

また、石綿含有成形板等のレベル3につきましては、原則、破碎や切断を行わないことが義務づけされておりますが、破碎等を行う場合は、飛散しないように湿潤化等を行うこととなります。

○中村(岩雄)委員

当然だと思うのですが、解体を請け負った業者は当然このことを知っているのだらうと思うのですが、どうでしょうか。

○(生活環境)環境課長

近年では、令和3年4月に大気汚染防止法の改正がございまして、レベル3の石綿含有成形板等へ規制対象が拡大され、作業基準が明確にされましたが、その際に建築関連の組合を通じてのお知らせ、そして土木工事、建築工事、解体工事に登録している市内業者へのお知らせ、建築物の解体の届出、窓口がございまして建築指導課でのチラシの設置、それとホームページや広報おたるでの周知を行っておりますので、広く認知されているものと考えてございます。

○中村(岩雄)委員

それでは、市民が相談する際の市の担当窓口は、どこになるのでしょうか。

○(生活環境)環境課長

主な相談窓口としましては、健康相談につきましては、保健所健康増進課、アスベストの分析機関の紹介につきましては、建設部建築指導課、除去作業の届出や作業基準につきましては、生活環境部環境課となります。

○中村(岩雄)委員

ぜひ、今後も市民の健康、そして安心・安全に関わることでありますので、適切な対応をよろしく願いたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎終活支援事業について

では、終活支援事業についてお伺いさせていただきます。

終活に対する認識については、自分を見詰め、人生の終わりに向けて前向きに準備することから、今後の人生に安心感をもたらすことにつながると思われ、大事なことでありと考えるとおられると御答弁いただきました。

大事であるということは確認が取れまして、民間の終活支援サービス業について、サービスの内容や料金などの詳細については把握をしていないとのことでしたが、把握にまで至らなかった理由としては、何が挙げられるかお聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

現在、市として終活支援サービスを把握して、市民に紹介するなどの事業をしていないため、把握するということをしていなかったものです。

○白川委員

次に、終活は必要だと思うか、終活を始めているかとのウェブアンケートの結果から、本市に当てはめたときに仮定の話ではあるのですが、高齢人口で見ると終活は必要だと思う方は約3万5,000人、このうち終活を始めている方は約1万7,000人いる可能性があることが分かりましたけれども、これについて御見解をお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

御紹介のあったアンケートは、民間の事業者が令和2年に約1,000名を対象に行ったウェブアンケートで、今回その結果を小樽市の高齢者人口に当てはめた数字で答弁させていただいたところです。この結果が実際に本市の状況に当てはまるかどうか断定できるものではないのですが、実施されたアンケート結果を見ると、終活に対する意識は高いと考えます。

○白川委員

私もこの結果を見たときに、非常に意識が高いのかなというふうに考えまして、単純計算で考えると3万5,000人から1万7,000人を引いた1万8,000人がこれから終活を必要とされて、実際に動き出す潜在的な部分の需要になるのかと考えるのですけれども、このことから終活に対する考え方というのは、市長の御答弁でも大事であることが言われておりました。

この終活のための相談件数として、市で把握が難しいという一般質問の御答弁がありましたけれども、これは終

活のための相談をどこにしていかが分からないことにつながるのではないかと考えるのですが、これについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

終活の相談につきましては、現在、終活を支援する具体的な制度がなく、市としても対応する窓口を設けておりませんことから、相談される方についてもどこに相談していか分からないといった状況になっているというふうには考えております。

○白川委員

相談したい住民の方の状況を考えると、大変な状況になる前に事前に準備しておけばよかったと思うケースがあるのではないかと推察するのですが、これについてはどう思われますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

市としても委員のおっしゃるとおりだと思います。

○白川委員

私もこの事前の準備、備えというのは本当に重要な部分だと考えているところでございます。

次に、エンディングノートについてなのですが、平成29年から配布を一旦終えた令和3年3月までに何冊配布されたのか、概算で結構ですでお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

小樽市の終活支援ノートにつきましては、平成30年2月から令和3年3月までの3年間作成して配布させていただきました。正確な配布枚数は把握していないところでございますけれども、最初の1年目は1,000冊作成いたしました。想定を上回る受け取り希望がございまして1,000冊全て配り終わった後、事業者の了解をいただきまして、市の手作業で2,000部を追加印刷いたしまして、それもほぼ配布したというところでございます。

2年目につきましては3,400冊作成して3,000冊程度配布いたしました。3年目も同様に3,400冊作成し2,000冊程度配布したところです。トータル3年間で9,800冊作成し8,000冊程度を配布したというものでございます。

○白川委員

終活というワードが出始めたときは、やはり、皆さん注目があつたのかというふうに考えるところだと思うのですが、1万人弱が頂いているということで、改めて注目される話なのだと認識しました。

次に、昨年11月に別の事業者から新たに提供を受けたエンディングノート、各地域の包括支援センターに配布をしているということだったので、何冊ずつ配置したかをお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

昨年11月に1,000冊準備しまして、四つの地域包括支援センターに250冊ずつ配置しました。

○白川委員

今後については、市のホームページでエンディングノートの活用について情報提供を行ってまいりたいと考えているとのことだったので、具体的にどのような情報の提供を考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

他市の例を参考にこれから準備するところではありますが、エンディングノートの意義、記載する項目例、あと関連情報として、例えば、札幌法務局のエンディングノートに関連するウェブサイトへのリンクなどといったものを考えているところであります。

○白川委員

あと、配布したエンディングノートについてなのですが、配布して終わりということにならないような対応が望ましいと考えるのですが、配布した後の次のステップについてはどのように活用されるべきか、その

点についての考えがあればお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

エンディングノートの配布についてなのですが、エンディングノートの内容そのものは私的な側面がありますので、べきという部分というのはないのですが、ただ、こういったエンディングノートを記載する中で、御自身がこれまでの人生を振り返り、御自身の気持ちを早いうちから整理するきっかけに活用されて、これからの人生も充実して生きることにつながればと考えるものであります。

○白川委員

次に、身寄りのない方が亡くなったときの本市の対応について、身寄りがいない方が亡くなったときの死亡から火葬、埋葬に至るまでの手続の流れについてお示しいただきました。

これに係る職員の方の調査、確認作業は毎年十数件の対応とのことだったので、この流れはスムーズにいくものなのでしょうか。

○(福祉保険)生活支援第1課長

亡くなられた方の本籍が本市以外の場合など戸籍調査に若干時間を要する場合がありますが、調査についてはおむねスムーズに行っております。

○白川委員

次に、高齢単身世帯と管理不全な空き家、無縁墓との関係性については、身寄りがいない高齢単身世帯の方がお亡くなりになった場合に所有している住宅や生前に管理していた墓地、いずれも管理不全になる可能性が高いものと御答弁いただき、現在の取組も確認させていただきました。

これについては、所管をまたぐ話になるかと思えます。これに対して、先ほどお話ししましたエンディングノートの活用とか、一般質問で提案しました終活情報登録伝達事業があれば、1回で事前対応が可能になるのではないかとこのように考えるのですが、これに対してはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

今、委員のおっしゃられたような終活支援が行われていた場合、これらの問題を防げる可能性、解決に効果があると思えます。

○白川委員

今回提案した終活支援事業の先進事例について、後に起きる可能性があるトラブルを未然に防ぐことが期待される一方で、トラブルの対応に係る行政の負担も軽減できるのではないかと伺いましたのですが、その御答弁で、御本人の意思を実現させ、円滑な対応が期待できるものと考えているとのことでした。

円滑な対応が期待できるというのは、行政側の負担軽減にもつながりますという認識でよろしかったでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

行政が対応しなければならない事例が生じた際、行政にとっても事務の負担軽減につながると考えます。

○白川委員

現在の組織体制から見たときに、この終活支援事業を行う上で課題となる点についてあればお聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

現状でいくと、具体的な終活支援制度がないこと、また、終活の範囲が多岐にわたるため、市の組織体制上、どの部門が主体となるかの整理が課題だと思います。

○白川委員

最初に市民の方から終活支援の相談をいただいて以降、今回、質問させていただくまでに複数の相談を私にいただいております、市民の方々が行政の対応を期待しておられるというのが現状でございます。

一般質問でも申し上げたのですけれども、市長がおっしゃられる備えという部分では、これから確実に必要になるのではないかと私は考えているのです。

この終活支援事業を前向きに検討いただくことを前提として、幅広く情報収集をお願いしたいと考えるのですけれども、これについてお考えをお伺いします。

○(福祉保険)次長

神奈川県横須賀市の例を見ても、この終活支援を充実させていくということは、確かに効果があるとは考えています。

この考え方を前提でお答えさせていただきますけれども、この事業の在り方、考え方について、実は部内でもいろいろ意見、見解が分かれています。現在、主に民間事業者がこういう事業を行われているのですが、まず、充実度だとか必要性というものを調べた上で、市として民間が行っていない部分をやるのか、もしくは民間のサービスの補完という考え方でやるのかという点も検討しなければなりません。

また、そもそも高齢者に限定して行うべきなのかという部分があります。ほかの世代にも影響を与える可能性だとか、高齢者に関する問題ではなくて、やはり、全体的な社会問題として取り組んでいくべきではないかという考え方もありますので、今後、対象者、あと事業の範囲、また、どこまで行政がやるべきか、ニーズを注視しながら最適な方法というのを慎重に考えていきたいというふうに考えております。

○白川委員

確かに、民業を圧迫するわけにもいかないと思いますので、そういった部分は非常に大事な部分かと私も考えるところでございます。ぜひ、情報収集を続けていただきながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○横尾委員

◎ウイングベイ小樽への行政機能の移転について

私から、ウイングベイ小樽への行政機能の移転についてお伺いいたします。

代表質問でもこの件についてはお聞きいたしました。子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携から、より一歩前へ進めることも家庭センター、そして、小樽市勤労女性センターと小樽市総合福祉センターなどの行政機能が移転するというお話を聞いております。ただの行政機能の移転ではなくて、やはり、市民サービスの品質向上、そして、満足度の向上につながるような、より市民が必要なサービスを提供できる複合施設とするようなこと、また、商業施設に開設するということは今までの用事があるから市役所へ来てくださいという姿勢から、こちらから市民がいるところへ出向きますよという、今までの発想からの大きな転換にもなり得るものではないかという思いをお伝えさせていただきました。その中で、このウイングベイ小樽の4階のフロアを使うということですので、恐らく執務室と執務室の間には大きく空間があるという部分についての利用についてお聞きしたいと思っております。

こういった複合施設という考え方からすると、この執務室と執務室の間も含めて複合施設という考え方があると思うのですが、この空間が、いわゆる執務室に入ってくる入り口、エントランスホールになると考えるのですけれども、このスペースの活用について現在どのように考えているかお聞かせください。

○(財政)富樫主幹

保健所や小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターなどの利用であったり、災害時などにおける避難など、これらの支障にならない範囲でございますけれども、市民の居場所になるようなスペースの有効活用を図っていきたいというふうに考えてございます。

○横尾委員

支障にならないような、もともと考えているようなものがあるというお話もありましたが、基本的には、それぞれ執務室があるものですから、誰もが入りやすい入り口としなければならないと考えているのですけれども、そのことについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○(財政) 富樫主幹

現在のところですが、JR小樽築港駅側とイオンシネマ側のエレベーターを利用するフロア動線を想定しているところでございます。

中央の通路部分については、委員から御指摘もございましたとおり、スペースにゆとりが生じる見込みでございますことから、誰もが立ち寄りやすいエリアとなるよう、各施設へ誘導するようなフロア表示も含めまして整備が必要であるというふうに考えてございます。

○横尾委員

空きスペースというよりも全体的にそこがエントランスホール、そこから入り口になっていくと、全体が入り口なのだという考え方のお話をさせていただいておりますが、入り口がエレベーター側とイオン側から来るような人のことを想定しているというお話でした。

結局、ここは残念ながら行き先でしかなくて、何かの帰りの通り道ではない場所にあるのです。用事があって人が来なければ来ない場所ということなので、もし、何かの買物の通り道だったりであると、例えば、相談や支援のサービスを受けない方も、そういった気軽に寄ったところでサービスを使うことにつながり潜在的利用者の掘り起こしなどにもなると思うのですが、こういう場所だと、本当にただの行政の窓口しかないところだと、そういった方を拾い上げることができないので効果が薄いのかというふうに思うのです。

こういった支援の入り口、地域活動の入り口にもなると私は思うのですけれども、その観点で何か持たせる機能や整備についてお考えがあればお聞かせください。

○(財政) 富樫主幹

現時点では、子育て支援であったりとか高齢者をはじめとする市民の健康増進に寄与するという機能を中心に想定をしているところでございます。

○横尾委員

今のは真ん中の部分というか、エントランスホールになり得る部分のお話なのか、執務室の部分の話なのか、どちらなのでしょう。

○(財政) 富樫主幹

執務室はもちろんそうでございますけれども、フリースペースというか、中央部のスペースについても関連した機能というものを想定しているところでございます。

○横尾委員

私も市の職員時代に、この場所にネウボラ、いわゆる子育て世代包括支援センターを商業施設に入れたらどうだと、業務の提案の中でいろいろ企画して発表したようなこともありました。やはり、いろいろな困難を抱えた人が、より自然な形で支援を受けるといったことができる可能性があるような今回の行政機能の移転なのかと思っておりますので、ぜひ、そこの行政機能に用事がない方も立ち寄って、そこにあるからついでに寄ってみようかという形で拾い上げることができるような複合施設になればいいという観点でお伺いしておりますが、なかなかそういう観点の部分は、まだはっきり見えてこないかというふうに思います。

例えばの話を見せてもらいますが、炭のような黒鉛があります、そして光るダイヤモンドがあります。これは同じ炭素でできていると。何でこれが違うのかというと炭素の結びつき方が全く違うからだと言われております。ダイヤモンドは、地下100キロメートルのところ、高温・高圧で、周りからかなり強い力で押さえつけられて、炭素の

粒が強く結びつけられてダイヤモンドになるというお話です。ダイヤモンドはとても美しいですが、少ししか地球上にないので誰もが欲しがり、当然ながら価値も高くなってしまおうというお話があります。

何を言っているかという、今回のウイングベイ小樽への行政機能の一部移転について、私は複合施設という考え方について質問させていただきました。一つ一つを見れば、それぞれが行政機能の一部なのですが、それがどう結びつくか、その結びつき方によって価値が変化するのではないかとということで、ここのエントランスホールの使い方次第では、その行政機能の一部がよりつながっていく機能を発揮するのではないかとということでした。それぞれのこの行政機能の一つ一つが原子のままなのか、結びついて黒鉛となってカーボン素材として活用されていくのか。また、より強く結びつけられ、ダイヤモンドのように価値が高まり市民から必要とされるものなのか、大きく変化することは共通するのではないかと考えております。

個々に部屋を分断するのではなく、つながりのあるフロアにすることで様々な使い方があると思うのですが、行政機能としての職員の目線も必要ですが、利用する市民の目線、どうやって活動の支援につなげていくのか、職員が、そして利用者がこの場所をどう利用しやすくしていくのか、時間はあまりありませんが、その分、ビジョンを持って強く思い、深く考えていくことで、より市民の満足度が高い施設になるのではないかと考えております。

それぞれの行政機能等の部分も含めて、このフロアについては、動線も含めたこのような価値をより高める視点を持って整備していただきたいと考えておりますけれども、このことについて見解をお伺いします。

○副市長

今の横尾委員からの御質問、御意見といたしますか、まさしくそのとおりだと思っております。今まで単独であった公共施設がワンフロアで、さらに一緒に行き来ができるような形になるということは、これまでにないのかなと、小樽市でも初めてかと思っております。逆にそういった環境になったということ、あともう一つは、北海道済生会が行っているウエルネスタウン構想というのは、高齢者もそうですけれども、子育てもそうで、複合的にいろいろな取組を実施してございますので、まさしく今回、移転する行政機能が共に連携することによって、今までにないものがつくり出されてくるのかとは思っているところでございます。

現在、時間のない中で、まだ具体的なものができていない状況でございます。先ほどの委員からの御質問のとおり、やはり、センターの中央の部分のスペースをどうやって活用していくか、あの部分をにぎわいづくりとしてどうやって活用できるのかというのも一つの課題だと思っておりますので、これからも引き続き検討を重ねていきたいというふうに考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎親子ワーケーションについて

人口戦略推進事業についてお伺いしたいと思います。

代表質問に続いて、人口減対策に関連してなのですが、令和6年度予算に人口戦略推進事業費が計上されています。これの目的としては、社会減対策の一環で移住促進を目指して本年度から始められた親子ワーケーション事業もこの中に含まれています。

ちょうど今朝の北海道新聞にも保育園留学として大きく掲載されていましたし、先日、ヤフーでもニュース記事

が載っていたのも拝見しました。この事業は、参加者集めに苦慮されたとも伺っていましたが、こうやって報じていただけることで広く知られる契機になって、次年度に向けても弾みがつくのではないかと考えています。

5日の本会議において、この親子ワーケーション事業の課題について質問いたしました。その御答弁の中では、対象の御家族に情報が届きづらいという点を課題として挙げられていましたが、この情報が届きづらかったという部分、要因等についてももう少し御説明いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

今回の募集方法については、株式会社キッチハイクが運営する保育園留学募集のホームページを中心に行いましたが、子供の発達が気になる御家族を対象とした保育園留学がターゲットとしている御家族に広く知られていなかったことが課題と考えております。

○高橋委員

次に、令和6年度の目標で月1組の受入れを目指すということでありました。今ほど伺いました課題の認識も踏まえて、次年度に向けた解決策をどのように考えているか御説明いただけますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

この保育園留学を進めていく中で、北海道済生会と道内にある児童家庭センターの方と意見交換をする機会があり、子供の発達に対する児童家庭センターへの相談が急増しており、発達の遅れから家庭内の関係が崩れるケースがある。このようなサービスがあると家庭崩壊の予防にもなると、専門的な支援も受けることができ、家族で旅行を楽しむことができる取組はニーズがあると聞いておりますので、本市での保育園留学につながる支援員などの関係者に事業を知っていただくため、児童家庭センターの学会など民間の福祉団体に向けて情報発信を行うことを検討しております。

これに加え、1組目の御家族の体験談をホームページやSNSで情報発信し、参加を検討されている御家族に広くこの事業を知ってもらう取組の強化を進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員

本当に広く知っていただくことは大変重要だと思います。情報発信については、次のワーキングホリデーの事業にも関連するので、後ほどもう少し私からも御意見を申し上げたいと思います。

その前に、この親子ワーケーションについてももう1点お聞きします。子供に発達障害のある御家族というのが対象になりますけれども、本市の福祉リソースも総合して、広い意味での環境と相性は非常にいいと感じます。つまりワーケーション事業は、まだまだ伸び代があると思うのです。

他方で、本市に移住をしていただいた場合のサポート体制というのもしっかり整えていく必要もありますし、その点が結果、移住につながるかどうか、成否を決めるといふふうにも思います。特に保護者は、この小樽のまちで長く子育てをしていく具体的なイメージを組み立てていただくというのが重要なのではないかと考えています。

この点、移住を呼びかけるためにも未就学の子供がここから成長していくライフステージに合わせた本市のサポートを見ていただけるような事業のつくりになっているのかということをお聞きしたいのです。例えば、学校を実際に滞在中に見学していただくということだったりとか、滞在している地域以外も御覧いただけるような仕組みについて、庁内連携も含めて今後の御所見をいただきたいと思います。

○(総務)企画政策室松尾主幹

本市への移住を見据えた学校をはじめとするサポート体制などを見ていただく仕組みについてですが、1組目の受入れを行い、保育園留学で本市を訪れた際の滞在プログラムの充実について必要性を感じております。

こういった滞在プログラムの作成や将来の移住に向けた相談体制、受入れ体制の充実は、庁内連携も含め検討事項の一つと考えております。

○高橋委員

単年度ではなくて、長いつながりの中で、この事業が、よりよいほうに向かうことを期待しております。

◎ワーキングホリデー事業について

次に、同じく人口減対策としてのワーキングホリデー事業についてです。

少しメタ的な視点の話で申し訳ないのですが、先ほどの親子ワーケーションにも通ずる点として、ニュースバリューを持つ変わった事業をやるということで、市のPRにつながってくるという側面も大きいのだと思っています。その変わったことというのは、例えば、組織体制でいうと千葉市松戸市のすぐやる課は、もう50年以上たっているそうで、他市にも広がっていますし、兵庫県芦屋市のお困りです課とか、福井県鯖江市のJK課みたいなものとか、事業で言えば群馬県高崎市の絶メシリストというのも面白いと見ながら思っていました。これは地元の市民に愛される絶品グルメを絶滅させないようにということで、集客と後継者不足の解消を目的として飲食店のメディアサイトを作成しているというものだと思います。

こうした取組がまちの姿勢を表す看板のようになって、シティプロモーションの側面も持っていくのだと思っています。それでいうと、親子ワーケーションもこのワーキングホリデーも、内容としては非常に面白いと感じるのです。ただ、内容に加えて事業を広く伝えるには、ユニークさが取っかかりになるという場合も多くあります。もちろん不真面目なわけではなくて、行政の施策は特に堅い名称が多いですから、例示したような緩さを持つものが親近感を呼んで、場合によっては、堅い名前をつけるよりも信頼感につながることもあり得ると思っています。

そこで、このワーキングホリデー事業なのですが、外向けにうたう事業名というのは決まっているのでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

現在、事業名は決めておりませんが、事業の実施に当たっては、分かりやすく、シティプロモーションにもつながるような名称やキャッチコピーを検討しなければならないと考えております。

○高橋委員

ぜひ私も何か考えて御提案できればと思います。

次に、この事業概要に関して実施時期をスケジュール的なものも含んでお示しいただけますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

本事業は、市内の労働力不足解消や関係人口の創出、将来的な移住・定住を図ることを目的に東京圏の若者世代をターゲットに、市内の短期間・短時間労働者の求人とマッチングを行い、働きながら観光や地域の暮らしを体験してもらう事業としております。

実施時期につきましては、4月から5月に受入れ事業者の募集、5月から6月に滞在プログラムを作成、7月頃からワーキングホリデー参加者の募集、9月から2月までワーキングホリデーの実施を予定しております。

○高橋委員

周知にも時間もかかりますから、結構タイトなスケジュール感だと思いますが、受入れ事業者、本事業で言うところの求人者の対象になる業種・業態と募集の方法についてもお聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

受入れ事業者の業種・業態につきましては、観光業、特に宿泊業を中心にと考えております。

募集方法につきましては、商工会議所などの協力を得て、説明会やセミナーの開催、事業者へ個別に参加を勧奨することを予定しております。

○高橋委員

それでは、先ほど事業の内容で、短時間の労働というような表現がありましたが、短時間とは1日当たりどのぐらいの長さで、これは日替わりで例えば幾つもの職場に行くということもできると考えてよろしいのでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

労働時間につきましては、今後、募集する受入れ事業者との協議となりますが、1日当たり1時間以上8時間までになるのではないかと考えております。

次に、日替わりで職場を変更することは現在予定しておりません。1回の滞在につき一つの職場を予定しております。

○高橋委員

次に、事業全体のスキームについて伺いたいと思います。参加者、つまり求職者への補助の金額ですとか、参加に当たっての条件、例えば年齢とか、現在、正規職員として就業しているかどうかみたいなのところもお示しいただける範囲でお答えください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

詳しい内容については、来年度に受託者が決まってから決定いたしますが、本事業では、受入れ事業者とまず求人内容を作成、ホームページ上で求職者の募集を行い、エントリーシートによる先行や労働条件の確認を経て求人事業者と求職者のマッチングを行います。

マッチング後、働きながら観光や地域の暮らしを体験してもらう仕組みでございます。参加者に対しましては、金額については今後、決定いたしますが、旅費や滞在費の支援についても検討しております。

○高橋委員

次年度、事業が始まるというところなので、モニター的な形になるかと思っておりますけれども、受入れ組数はどのくらいをお考えでしょうか。そして、一斉の実施なのか随時の募集なのかという点もお聞かせください。さらに、もし応募が多かった場合の対応というのがどうなるかも含めてお答えください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

15名を目標にしております。

募集方法については、7月頃から随時募集することを予定しております。

応募が多かった場合の対応については、現段階では先着順と考えております。

○高橋委員

ここまで条件やターゲットといいますか、対象者に関しても伺ってきましたけれども、まず、本市の狙いとして、参加してもらいたいのは東京圏の若者ということでお答えもいただいております。そもそも1週間程度のワーキングホリデーに参加をされるという時点で、若年層でさらに時間の融通が利く方ということになるかと思いますので、一定絞られるとは考えます。募集の組数も15組ということで少ないため、やろうと思えばピンポイントでターゲットを絞るということもできると考えます。

例えば、首都圏にある実家から東京都の大学に通っている2年生で、旅行に興味を持っていて、就活を控えてインターンなどの体験をしておきたいと考えている人みたいなペルソナです。仮にこのように設定したときに、広告のタッチポイントとして、大学の多いエリアの公共交通機関であるとか、大学生協、そしてSNSでは旅行に興味を示しているインスタグラムのユーザーで、当然、年齢やエリアを絞るなどということも可能だと考えています。

こうしたことが次年度は難しいとしても、令和7年度以降も含めて、今後ぜひやっていただきたいと思うのです。そして、こういうところにこそEBPMの出番でもあるというふうに感じています。

先ほど事業のスキームを伺いましたが、広告や広報等に関する考え方について伺います。

○(総務)企画政策室松尾主幹

今回の募集方法につきましては、ホームページに加え、東京圏の若者世代をターゲットにしておりますので、インスタグラム、LINEなどのSNSを活用して情報を発信する予定としております。

○高橋委員

私も引き続き注視はさせていただきたいと思いますが、広告が事業の前段階で、この次に事業実施後の成果の集め方についてお聞きします。

モニター数が多くないので、参加者から、いわゆるビッグデータを取るということはなかなか難しいと思います。ただ、その分、参加者一人一人から細かな聞き取りをすることで気づきを積み上げるということが重要になっていきます。

ここで、参加者からのヒアリング、アンケート等、項目や意見の取り方みたいなのは現状ある程度、決まっているのでしょうか。例えば、意見集約も目的の一つとして、移住者や地元の人たちとの交流の場なども設定していただきたいと考えますが、この辺りはいかがでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

参加者へのヒアリングやアンケート項目、アンケートの実施方法については、滞在プログラムの決定後に検討する予定としております。将来的な本市への移住・定住に向けて、移住者や地元の方との交流機会の創出については、滞在プログラムに含める予定としております。

○高橋委員

こうした地元の方と関係を持つことで移住につながりやすいというデータも存在しておりますので、こうしたところに細かく目を配っていただければと思います。

さらに、この参加者が一旦帰った後で、本市に移住を考えてくれるということが望ましいわけです。大学生であれば、就活の段階で小樽の企業を選んでくれるという可能性もあるわけです。そして、就職先として欠員の続く本市の職員というの、ぜひ歓迎したいと思うのです。

そこで提案といいますか、ワーキングホリデーの受入先として、小樽市役所も選択できるようにならないかというふうに考えていました。こういう形で超短期間の雇入れですから、法令上の問題の有無など整理の必要はあると思います。ただ、企画政策室としてこのワーキングホリデーの受入れの場として、市役所を入れることについて、現在の御所見をお伺いしたいと思います。

○(総務)企画政策室松尾主幹

ワーキングホリデーの受入先として市役所を含めることは現在、考えておりません。新年度に実施する結果や効果を見てから検討したいと考えております。

○高橋委員

これからということだとは思いますが、市役所庁内の業務だけでなく、例えば2月の小樽雪あかりの路の時期も含めて、イベント時の観光振興室だったりとか、あるいはもう少し広く考えると、公的団体も含めれば、小樽観光協会であるとか社会福祉協議会、商工会議所などもあり得るのではないかと考えています。あまり限定し過ぎず、幅広く、受入先というのを御検討いただけたらと思います。

もちろん、市内の観光産業や製造業等でも人手が不足しているということは重々承知しておりますので、直接的な効果だけではなくて、副次的な効果も見据えて、ぜひ今後の運用に期待しております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
自民党に移します。

○佐藤委員

◎小樽市避難行動要支援者支援計画について

先日の一般質問の際に御答弁いただいたことに関して質問いたします。

防災訓練を行うため、町内会に必要な支援を行うとのことについて、そもそも町内会役員が何をすべきなのか分からないのではないかと問いに、町内会の役員と打合せをしていく旨の御答弁をいただきました。

今まで防災訓練や防災講習を経験している町内会であれば、建設的な打合せになると思います。ところが、一度もやったことがない町内会とはどのようにお話を進めていくのか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

防災訓練や防災講習未実施の町内会に対する防災訓練等の実施に向けての話合いにつきましては、すぐに防災訓練を計画しようとするよりも、まずは町内会で時間と場所を設定していただき、市の職員が町内会の主要な役職の方などを対象に、地区の特性に応じた防災講話の実施ができますので、まず、町内会での防災訓練の必要性を御理解いただくことが最初になるものと考えております。

その後、町内会の年間の活動計画などで防災訓練の概略の時期や場所を決めていただき、具体的な内容、例えば住民避難訓練や避難所の備蓄品の確認、段ボールベッドの組立て要領の体験、カードゲームでの避難所運営の疑似体験など、町内会が希望する時期、場所、内容に応じて市の職員が進め方の提案を行うほか、必要な訓練資材等を貸し出して、町内会が計画する防災訓練のお手伝いをすることができるものというふうに考えております。

○佐藤委員

今の聞いてすごく安心することができましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、小樽市避難行動要支援者支援計画についてお聞きいたします。

この計画を策定するに当たって、パブリックコメントを募集し、それに対する本市の考え方を確認いたしました。その中からお尋ねいたします。

この計画を策定する際に寄せられたパブリックコメントに対する本市の考え方の中で、名簿を作成する対象に精神障害の方も含めるよう検討する旨の記載がありました。

本市でも、他都市では名簿作成対象者になっていることを確認しているようですが、なぜ計画を策定するときに精神障害の方は対象に含まなかったのか、お聞かせください。また、その検討課題の進捗状況についても併せてお示しください。

○(総務)災害対策室北出主幹

精神障害の方を対象に含めなかった理由につきましては、避難行動要支援者名簿を作成した平成27年当初の経緯といたしましては、要介護3から5までの方や、身体障害者手帳の1級など療育手帳をお持ちの方だけで約4,000人の避難行動要支援の対象者となる方がおりましたので、精神障害の方も市内にいらっしゃるものとは認識しておりましたが、まずは現行の対象者の要件に当てはまる方々を優先し、支援体制を整備することとしたものであります。

精神障害の方を対象に含めるかにつきましては、さらに対象の方が増える傾向となる中、市職員のみでの対応では限界があり、計画作成の協力者の確保が欠かせませんので、引き続きの検討課題としておりますが、その後の進捗状況としては、まずは本市で精神障害の認定を受けている方や難病の認定を受けている方の人数、リストは入手し、現状把握に努めているところであります。

○佐藤委員

やはり、最初の段階で4,000人ほどの要支援者がいるということは非常に多いですし、負担感というものを感じます。ただ、精神障害をお持ちの方も避難に御苦労される方等が多いと思いますので、ぜひ、前向きに検討を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

このパブリックコメントの中に、名簿の記載事項に支援の優先度を加え、ランクづけすることで災害時に効率的に支援できるのではないかという御意見がありました。支援関係者の誰が見ても、冷静に、そして効率的に要支援者を避難させることができるのではないかと考えます。

本市でも検討課題としていきたいと思っておりますと述べておりますが、その後、検討はされたのでしょうか。進捗状況をお聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

令和4年度のパブリックコメントで、避難行動要支援者名簿者にランクづけすることが効率的だとの意見に対しまして検討課題と回答した件についてですが、その後の検討及び進捗状況といたしましては、災害時に自力で避難が困難な方の個別事情に応じて作成する個別避難計画において、国が推奨している考え方に基づいて名簿に記載のある方のうち、土砂災害警戒区域などに居住している方を抽出して、現在、試行的ではありますが、市直営で身体障害者手帳をお持ちの方から面談を開始するなど優先度を定めて作成業務を行っておりますので、検討を行った上で段階的に進めているものと考えております。

○佐藤委員

これに関しても、やはり、災害というのはいつ起きるか分かりませんし、支援してあげる人もプロではない方、例えば、民生・児童委員とか町内会長とかのプロではないといった方々もみんなが力を合わせて避難させるという行動を取らなくてははいけませんので、誰が見ても、この方はどういった支援が必要なのかということが分かると非常に効率もよいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この名簿を作成するには、情報提供に同意した方のみとのことです。対象者の中には、同意しない方もいらっしゃると思います。本市の避難行動要支援の対象者の人数と、同意いただいて名簿が作成できている方的人数をお聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

本市の避難行動要支援の方につきましては、現行の対象者要件において、令和6年3月時点は約3,200名、うち同意いただいた人数は約1,000名になります。

○佐藤委員

このたびの能登半島地震の際に最も被害の多かった石川県珠洲市にある狼煙地区というところは、50世帯100名、住民の半分以上が65歳以上という地区があります。ここでは、5年前に行った防災訓練をきっかけに住民の名簿を作成しました。地区会長がそれを保管しておりました。今回、避難した方と名簿を照らし合わせた結果、80歳代の方が1人いないということに気づいて、すぐに四、五人が駆けつけて、その倒壊した家から救出できたということがニュースで報道されておりました。

名簿に記載される項目というのは、非常にセンシティブな個人情報ですので、やはり、抵抗感をお持ちになる方、御家族もいらっしゃるかもしれません。ただ、この狼煙地区の状況を見ると、この名簿が地区の誰一人も取り残すことなく避難できた要因と考えます。

本市では、名簿を作成されていらっしゃらない方への接触の方法やどのような対応をしていくのか、お示してください。

○(総務)災害対策室北出主幹

名簿登載に同意いただけない方への接触や対応につきましては、無理に接触を試みることは考えておりませんが、

まず、民生・児童委員や町内会の皆さんからの情報も頂いた上で、その後において自身の考え方や生活環境が変化する可能性もありますので、その状況を見定めながら、できる限り丁寧に分かりやすく説明を行い、理解につなげていただければと考えております。

○佐藤委員

ぜひよろしく願いいたします。

避難支援等関係者がそれぞれの役割と行動内容を認識する旨の記載がありますが、それぞれの役割と行動内容をお聞かせください。

○(総務) 災害対策室北出主幹

おのおのの避難支援等関係者の役割と行動につきましては、避難行動要支援者支援計画に具体的な明記はしておりませんが、災害時に要支援者の避難行動が円滑になるよう、小樽警察署は交通路を確保し避難の誘導を、市消防団は消防本部の指示の下、人命救助や消火活動を、民生・児童委員は各担当地区の要支援者において災害時のみではなく、平時からの本人の安否や家族や知人の状況などの確認を、小樽市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの設置運営を行い、ボランティアの募集を募り、必要な人材を確保、自治防災組織は平時から該当地区の要支援者を把握し、支援体制の構築をすることであるものと考えております。

○佐藤委員

また、この計画の避難支援等関係者となる者の中に、その他市長が認めた者というふうにはありますが、具体的にお示しください。

○(総務) 災害対策室北出主幹

避難行動要支援者避難支援計画に記載されている避難支援等関係者の中のその他市長が認めた者につきましては、現時点で具体的なものはありませんが、今後の状況によっては、避難支援等関係者となり得る団体などが設立される可能性があることを想定して記載しているところであります。

○佐藤委員

今その支援計画を見ているのですけれども、最後に避難計画表の様式というのがあって、その下に避難支援等実施者というところが2名ほど記入できる部分があるのですけれども、現在ここには記載はされてはいないという認識で間違っていないですか。

○(総務) 災害対策室北出主幹

避難支援等実施者の欄ですが、現在、試行で10名ほど作成しておりますので、その方々の中では、ここに記載されている方もいますし、いない方もいらっしゃるという形の状態になっております。

○佐藤委員

では、記載されている方は、どういった関係の方をお書きになっているのか、お聞かせいただけますか。

○(総務) 災害対策室北出主幹

近隣の方や親族の方などという形で今のところはなっております。

○佐藤委員

それでは、次に町内会等の地域住民組織による避難行動要支援者のための支援体制をどのように整備していくのか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室長

町内会等によります避難行動要支援者のための支援体制についてですが、これまでも市から町内会長と市の定例連絡会議などで要支援者に対する市の取組やその状況に関して定期的にお知らせしてきたところであります。

避難行動要支援者の支援につきましては、市単独ではなかなか進めることが難しく、共助としての自主防災組織などの皆さんの御協力が欠かせないものと認識しております。

このため、先月2月14日に当該組織を結成しています皆さんと地域の要支援者等の支援などについて意見交換を行いましたところ、皆さんからは支援を担うことに前向きな御意見をいただきましたので、市といたしましても、今後、一定の町内会支援の具体案を整理した上で、引き続き皆さんと意見交換を行いながら、共助としての支援体制の確立を図っていければというふうに考えております。

○佐藤委員

その支援団体の人数は何名ぐらいいらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○(総務)災害対策室長

この意見交換会に出席していただいた方々は、全部で8団体ということです。それで、世帯数は、おおむねなのですけれども、1万人から2万人ぐらいの人数ということで考えております。実際の役員の方はもっと少ないですけれども、カバーする世帯数としてはそのぐらいということです。

○佐藤委員

次に、避難支援マニュアルを作成している自治体が全国で見られます。本市では、作成するお考えがあるのか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室長

避難支援マニュアルなどの作成の見解についてですが、本市では令和5年1月に避難行動要支援者避難支援計画を策定しまして、この避難支援の基本方針に基づきまして個別避難計画の作成を開始したばかりであり、段階的ではありますが、作成を進めておりますので、直ちにマニュアルを整備するという考えには現時点では至っていない状況です。

今後におきましては、この個別避難計画の作成を着実に進めていく中で、避難支援についての新たな知見が積み上がっていくものと認識しているところがあります。その後、適切な時期や状況が生じましたら、より効率的、効果的に避難支援を進めるための手段としてのマニュアルの整備については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

ぜひ、マニュアル作成を急いでいただきたいと思います。

私は、愛知県春日井市のマニュアルを見ましたら、すごくよく分かりやすく、日頃からこういったものをまとめておいたほうがいいとか、うっかり忘れそうなものなどそういったものも1冊にまとまっています。いろいろな障害をお持ちの方が多くいらっしゃいますので、肢体不自由者の方は、こういうふうに避難させたほうがいいのか、図式で載っていたりですか、すごく分かりやすいので、ぜひ、いろいろなところの、いろいろなデータが出てるところを吟味しまして、ブラッシュアップして小樽市の最高の支援マニュアルをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

◎人手不足について

続きまして、人手不足についてお聞きします。

全国で人手不足の問題は大きく取り上げられています。本市でも大きな課題と思います。例えば、除雪車のオペレーターが足りず、災害レベルのどか雪でも除雪が追いつきませんでした。通行止めになる道路もありまして、生活に支障を来すほどでした。また、看護学校が減ることにより看護師の不足も懸念されております。業種に限らず、人手不足になっている状況です。他都市では、行政が人材バンクを行っており、登録者と企業のマッチングをしている自治体があります。

本市でも保育士の人材バンクを行っているとお聞きしておりますが、それを看護師、オペレーター等にも広げることではできませんでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

私からは、市が行う人材バンクを看護師に拡大することにつきましてお答えをいたします。

看護師と医療機関との求人のマッチングにつきましては、看護職等の人材確保の促進に関する法律の規程に基づきまして、離職した看護師は自身の情報を各都道府県に設置されているナースセンターに届け出ることが努力義務化されております。

このナースセンターのデータベースは、道内全域を対象としたスケールメリットがありますので、看護師確保を進める市内の医療機関におきましては、まずはこちらの枠組みを利用させていただくこととなりますので、市独自の看護職の人材バンクを設置することは、現在は考えておりません。

なお、新年度に小樽市看護職員確保対策協議会の設置を予定しておりますので、この協議会の中でナースセンターとの連携を含めまして、幅広く看護師確保対策の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○(建設)建設事業室長

私からは除排雪作業を担う建設業についてお答えさせていただきたいと思っております。

オペレーターを含む人材不足であるという認識をしているところでございます。まずは、建設業の人材バンクを行っている他都市の事例について調査を行っていきたくと考えているところでございます。

○佐藤委員

また、人材確保の観点から入社後に資格を取得するために、その費用を企業が支出しているということもお聞きしております。本市でその企業に新規で雇用された方の資格取得に向けた補助金を支出するなどの支援を行うことは難しいのか、お聞きします。

○(産業港湾)商業労政課長

入社後に資格を取得することを前提とした新規雇用を行った企業に対する支援ということでございますけれども、現状といたしましては、特に検討は行っていない状況なのですが、社会人になってから資格を取得しようとする方の支援といたしましては、厚生労働省が教育訓練給付金制度というものを実施しております。こちらは個人に対する支援となるのですが、当面、相談があった場合などには、まずはこの国の制度を紹介するなどの対応を取ってまいりたいと思っておりますが、今後、他市町村における事例などについて、まずは情報収集していきたくと考えております。

○佐藤委員

他都市の状況を注視しながら、ぜひ小樽市でも若者の流出も食い止めるという意味もありますし、人材不足を払拭するといえますか、人材を確保していく上では本当に大事な分野だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎不法係留について

続きまして、不法係留についてお尋ねします。

一般質問の際に再質問させていただいた不法係留について、さらにお聞きしたいことがございます。本市のこれまでの対応として、船の持ち主に対し、それなりのことをしてきたとお示しいただきました。

本市は、この船の所有者は日本人ではないということは御存じですか。

○(産業港湾)港湾業務課長

この船舶の所有者につきまして、国籍等の個人情報に関するものにつきましてこの場ではお示しできませんけれども、所有者が誰なのか、所有者についてはもちろん特定しておりまして、把握もしているところでございます。

○佐藤委員

この不法係留は、あまりにも時間がたっています。これまでも、そして今後も行政指導を継続するとの御答弁をいただきました。今後は警察や海上保安にも協力を求めていくのでしょうか。

○(産業港湾)港湾業務課長

本会議でも御答弁させていただきましたけれども、行政指導を継続してやっていくという答弁で、警察と海保に協力をということですが、本件につきましては刑事事件に関するものではないことから、現時点では警察への相談については考えていないところでございますが、小樽海上保安部にはこれまでも相談させていただいておりまして、今後もこの現状の是正に向けて、海保には相談してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤委員

ニュースでもよく見るのですけれども、一般的に全国的にも不法係留という問題はあると思うのです。一般的にはどのような段階を踏んでいって、最終的にはどのようなことまでできるのか、お分かりになるところをお聞かせいただけますか。

○(産業港湾)港湾業務課長

現状の行政指導という部分では、勧告書というものを送付している段階でございまして、一般的な話でございまして、撤去命令書をお出しする、次の段階で戒告書をお出しする、そして、代執行令書を送付して行政代執行、移動しないで言うことを聞かないのであれば、行政が代わってこれを移動させる。その後、代執行にかかった費用を所有者に請求していくということで、最終的には行政代執行という手段になろうかと思っております。

○佐藤委員

最後の行政代執行をするときに、最初は市で撤去費用というのを持つと思うのですが、大体どのぐらいの費用がかかるものなのか、お聞かせください。

○(産業港湾)港湾業務課長

今、該当になっているのは2隻なのですけれども、隻数や船のサイズですとか、こういった手法で陸揚げするのか、曳航していったどこかに持っていくのか、ケース・バイ・ケースですので、大体幾らという費用についてはお示しできません。

○佐藤委員

前に新聞で見たときに、その船の大きさにもよると思うのですけれども、2隻で大体150万円というのは見たことあるのですが、和歌山県でそういうのがあったみたいなので、それも含めてお調べいただきたいと思っております。

これからこの北運河というものの観光がどんどんクローズアップされて、今以上にたくさんの人でにぎわうと思います。このままこの不法係留の船に手を打たないと、同じように不法係留する船が増えるという可能性もなきにしもあらずだと思います。観光地の治安を守っていけるように最善の策で早めに撤去できるようにお願い申し上げ、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎移住・定住促進住宅について

移住・定住促進住宅取得費等補助金について伺いたいです。

この補助金の制度目的と制度内容についてお聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

本補助金は、新たに3世代で同居や近居をするために、本市に転入される方の中古住宅の購入や増改築などを行う場合の経緯の一部を補助し、子育てに関する負担を軽減し、もって子育て世代の転入と定住の促進を目的としております。

中古住宅の取得に対し、取得費用の2分の1上限30万円、加算額として18歳未満の子供1名につき10万円の加算、未就学児の子供がいる場合には1名につき5万円加算し上限を30万円とするものでございます。

増改築またはリフォームに対しましては、増改築費用などの費用2分の1、上限20万円、加算額として18歳未満の子供1名につき10万円の加算、未就学児の子供がいる場合には1名につき5万円を加算し、上限を20万円とするものでございます。両方を合わせて最大100万円の補助金額となっております。

○高野委員

それでは、令和2年度から令和6年度までの予算額についてお知らせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

令和2年度から5年度までが300万円、令和6年度は200万円となっております。

○高野委員

今回の予算が200万円ということで、令和5年度と比べると少ない予算になっているのですが、その理由についてお聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

これまでの実績を踏まえ、200万円に減額しております。

○高野委員

実績ということだったので、制度の実績についてもお聞きしたいと思うのです。令和2年度から令和5年度の実績と金額についてお知らせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

これまでの支給実績につきましては、令和3年度が2件95万円、令和4年度が2件90万円、令和5年度が3件175万円となっております。

○高野委員

制度が開始されて以降、見直しも行われていると思うのですが、具体的にどのように見直しをされたのかについてお知らせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

令和4年度に移住相談でのニーズの反映と運営上の不具合に対応するため、1点目として、三世代近居の定義を総合計画に掲げる、同一地区または隣接地区に居住から小樽市内に居住に拡充しております。2点目としては、交付申請の期限を中古住宅の購入もしくは増改築またはその両方を行う日の属する年度の12月末日から、転入し、三世代同居・近居を開始した日から1年以内に拡充しております。3点目といたしましては、18歳未満の子供と未就学児の子の加算の加算方法の変更、4点目といたしましては、移住支援金の拡充が行われたため、移住支援金の受給者を本補助金の対象から除いております。

なお、補助金額についての変更は行っておりません。

○高野委員

今お聞きしたら令和4年度に改正を行ったというお話でした。しかし、三世代同居というのは変わっていないという状況なのですが、三世代ということでは対象が狭く、ハードルが高いような感じがします。

三世代ではなくて二世帯同居ということのお考えはないのでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

本補助金は、三世代同居・近居により親世代が子世代の育児支援を行うことで子育てに関する負担を軽減し、子育て世代の転入と定住を促進することを目的としているものであり、現在のところ育児支援を伴わない二世代同居への要件緩和を行う考えはありません。

○高野委員

今のところ行う予定はないということだったのですが、最初に制度の目的などをお聞きしました。子育て世代の転入ですとか、定住促進目的ということを見ると、予算を引き下げるといよりは、むしろ引き上げていく必要は私はあるのではないかと思います。その辺についてのお考えをお聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

本補助金は、先ほどの答弁のとおり、三世代同居・近居により親世代が子世代の育児支援を行うことで、子育て世代の転入と定住を促進することを目的としております。国や道などの補助金や地方交付税措置もないことから、現在のところ要件の緩和や拡充は考えておりませんが、本事業による移住促進効果について検証が必要と認識しております。

○高野委員

今すぐということではないというお話だったのですが、先ほど予算ですとか実績についてお聞きしたので、予算いっぱい補助金がまだ使われていない状況だったのですが、令和5年度の状況を聞きますと3件で175万円だったということでした。仮に、今回の予算の金額で4件受けるとなったら限度額を超えてしまいますし、購入と増改築の両方した場合は2件しか受けることができないというふうになってしまいます。

そうなった場合、予算の限度額に達してしまうと思うのですが、仮に予算の限度額に達した場合というのは、受入れをもう打ち切りますというふうになるのか、その辺のお考えはどうでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

補助金の申請額が予算額を上回った場合については、補正予算での対応を行いたいと考えております。

○高野委員

打ち切りではないということで、まず安心しました。

令和4年度に改正したということもあるのですが、令和5年度は件数的には少し増えたということもありますし、改めて小樽市への定住・移住ということを考えましたら、改めて制度内容も検討して、利用しやすい制度ということも考える必要があるのではないかと思います。その点についてのお考えをお聞かせください。

○(総務)企画政策室長

若者世代や子育て世代の社会減抑制を目指した移住促進というのは、人口対策として非常に重要だと思っておりますので、先ほど答弁いたしましたとおり、現在の補助金の効果検証はやはり行っていかなければならないものと思っております。そのような効果検証を行いながら、今後とも移住したい方のニーズを捉えまして、補助金の在り方ですとか効果的な移住促進策については、幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

ぜひ、人口減抑制ということでも取り組んで、より小樽に住んでもらうように今後も工夫しながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎保育士確保について

次に、保育士確保について伺いたいと思います。

現在、保育所等への入所希望を出しても保育所等に入れない入所待ち児童というのは何人いるのでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

直近の3月1日現在で申し上げますと、公立・民間を合わせて106名となっております。

○高野委員

保育所の定員に満たない施設というのは何施設あるのか、お答えください。

○(こども未来)子育て支援課長

定員を満たしていないのに入所待ち児童が出ている施設ということでお答えしますと、全部で12施設あります。

○高野委員

それでは、全部の保育所等の利用定員、全部で何人が入れるのか、そして現在、何人が入っているのかということでお聞きしたいと思います。

○(こども未来)子育て支援課長

市内全体の利用定員は1,479名です。入所児童数なのですけれども、3月1日現在で1,388名となっております。

○高野委員

利用定員は1,479人ということで、実際の入所児童数とは100人近く差があるのかと思います。

それでは、公立保育所は五つあると思うのですけれども、公立保育所での利用定員、そして、実際の入所待ち児童数についてお答えください。

○(こども未来)子育て支援課長

公立保育所の利用定員なのですけれども、全部で353名で、入所待ち児童数ということで申し上げますと、3月1日現在で33名となっております。

○高野委員

現在、実際に公立保育所へ入っている入所児童数についてお聞かせ願います。

○(こども未来)子育て支援課長

入所児童数につきましては、3月1日現在で264名となっております。

○高野委員

現在も定員に満たない状況があるということが分かったのですけれども、なぜ定員に満たないのに入所待ち児童がいるのか、その理由についてお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

理由としては二つ挙げられますけれども、一つは全体の定員では空きがありましても、歳児ごとにも定員というのがございますので、その定員がいっぱい空きがなくて入所できない場合。もう一つは、歳児ごとのクラスで必要な保育士数を確保できていないといったことが挙げられます。

○高野委員

その理由の一つには、やはり、保育士が足りないという状況もあるというお話でしたけれども、保育士不足の解消に取り組んできたことについてお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

取り組んできたものの主なもので、直近で申しますと、令和2年度から現在まで行っておりますけれども、保育所等で子育て支援の担い手となる人材を確保するための子育て支援員を育成するための子育て支援員研修というのを実施しております。

さらには、今年度から市内の保育人材確保、定着を図るため、新規就労した保育士等に対しまして、1年目に10万円、3年目に20万円、6年目に30万円を交付します保育士等就労定着支援事業を実施して確保に取り組んでいるところです。

○高野委員

先ほど、ほかの委員からも御質問がありましたが、そういった保育士不足の解消について令和5年度から保育士等就労定着支援事業を立ち上げたということです。

今回その中でも保育士等就労定着支援事業費として405万円が計上されています。今年度、補助対象になる方は、現在何人ぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

まだ年度の途中ですので確定はしておりませんが、現時点で支援金を交付した人数で申し上げますと29名となっております。

○高野委員

約30人いらっしゃるというふうに思います。

そこで、支援金を支給される方に対して、保育に関して、アンケートですとか御意見といったことを聞く予定というのはあるのでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

当然この事業の効果を図る上でも対象となった方の声を聞くことは必要ですので、1年目の支援金を支給した方全員に対しまして、今年度が終わりましたら4月頃にはアンケートを実施することで考えております。

○高野委員

行っていくということだったのですけれども、それは就労して3年後、6年後の方も聞き取りを行っていくということでもよろしいでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

この事業自体が新規に採用された方に市内の施設にできるだけ長く勤めていただいて、定着していただくということも目的の一つとしておりますので、そういった就労状況への事業の効果を図る上でも1年目の対象者と同様にアンケートなどを実施する予定で考えております。

○高野委員

それでは、公立保育所においてなのですけれども、保育士の求人募集はされていると思うのですけれども、されているのであれば、何か所の保育所で、何名ぐらい募集しているのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

現時点の募集状況になりますけれども、公立保育所5か所のうち4か所で合計9名の会計年度任用職員の保育士を募集中です。

○高野委員

以前、保育士として働くことを希望されていた方が安定して働きたいということで、臨時的保育士ではなく正規職員の募集を見て応募したというお話も私は実際に聞いたりもしています。

やはり、保育士の定着という部分を含めて考えますと、会計年度任用職員の募集だけではなくて、正規職員も増やすということも私は必要だと思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

基本的には、正規職員で採用することが必要とは考えておりまして、現時点では公立保育所の正規職員の保育士については必要となる人数は配置できております。

今募集中の会計年度任用職員につきましては、育児休業ですとか病気で休業されている正規職員の代替として、雇用が必要な期間は1年とか短期間になっておりますので、その代替として正規職員を採用するというのは少なじまないかと考えておりますし、現在の公立保育所の正規職員と会計年度任用職員の配置は適正な状況になっておりますので、引き続き必要な保育士数を確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

答弁を聞いていても、なかなか難しいようなお話でしたけれども、公立保育所の状況なども聞きますと、希望しても保育所に入れない子供もいらっしゃるということもありますし、働きたいと思われている方もいらっしゃる

ということもあります。やはり、いろいろな方向で、ぜひ保育士不足の解消、そして、入所待ち児童が出ないようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎受動喫煙について

次に、受動喫煙について伺いたいと思います。

まず、受動喫煙というのはどういうものなのか説明願います。

○(保健所)健康増進課長

受動喫煙とは、たばこを吸わない人が自分の意思とは関係なく、たばこの煙を吸わされることです。

○高野委員

それでは、受動喫煙のリスクというのはどういったものがあるのか、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

受動喫煙で吸わされる煙というのは、火のついたたばこから立ち上る煙、これを副流煙と言いますが、たばこを実際に直接吸う煙よりも有害物質が多く含まれていると言われております。受動喫煙によりまして、がんや脳卒中、虚血性心疾患など様々な疾患のリスクを高めると言われてございます。

○高野委員

いろいろリスクがあるというお話でした。

平成30年に受動喫煙防止対策強化をする健康増進法の一部を改正する法律が公布されています。北海道では令和2年に北海道受動喫煙防止条例が制定されています。

本市では、受動喫煙防止のための取組というのは、どのようなことをこれまで行われてきたのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

平成30年の健康増進法の一部改正によりまして、望まない受動喫煙をなくすために令和2年4月1日から飲食店を含む全ての施設は原則、屋内禁煙とされております。

受動喫煙防止に関する市の取組といたしましては、健康増進法の一部改正時に関係団体を対象とした説明会などを開催したほか、市民の皆様に対しましては、ホームページや広報おたる、FMおたるなどによる受動喫煙防止の啓発や受動喫煙やがんの予防に関する健康教育の実施などにより、周知・啓発に努めております。

○高野委員

それでは、今年度、もし新たに取り組む予定のものがあればお知らせください。

○(保健所)健康増進課長

受動喫煙に関しまして、今年度から新たに取り組む予定の事業はございませんが、引き続きまして、ホームページや広報おたる、FMおたるなどによる啓発や健康教育の実施によりまして、市民の皆様に対する周知・啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○高野委員

それでは、市民の方から歩きたばこですとか受動喫煙などについての相談は、これまで保健所にあったのか。また、あるとすればどういった内容が多かったのか、お知らせください。

○(保健所)健康増進課長

市民の皆様から寄せられる相談の主なものといたしましては、店舗の外に設置している灰皿の位置に関する相談ですとか、相談者御自身が勤務する職場の受動喫煙に関する相談、あと、公共交通機関を利用した後に、たばこを吸いながら歩いている人がいるというような相談が寄せられてございます。

○高野委員

いろいろ相談があるということでした。

先日、市民の方からこういった問合せが共産党にありました。市の職員と思われる方が歩きたばこをしていて、

煙の臭いなどに迷惑しているといった、市民の健康を守る立場の方が受動喫煙を行うのはいかなるものなのでしょうかといった内容のものでした。

市の職員の通勤時のたばこなどについて、どのようにしているのか、何か市として基準や決まりはあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○(総務)総務課長

職員の通勤時におけるたばこの取扱いについての決まりといったようなお話でございますが、一般的なモラルのお話でございますので、市としての決まりというものは特にございません。

○高野委員

決まりはないというお話でしたけれども、やはり、いろいろなリスクのお話もありましたが、市民の方が迷惑になるということはよくないと思いますし、職員に対しても周知などはしていただきたいと思うのですが、その対応について伺いたいと思います。

○(総務)総務課長

職員が通勤時にたばこを吸って歩いていたといったお話でございますが、こういった件につきましては、改めて職員に対し受動喫煙、それから、歩きたばこの危険性について周知徹底いたしたいと思います。

○高野委員

たばこ問題については、市長への手紙の中でも数件、市民から要望や意見が挙がっています。中身を見ますと、小樽は観光地なのに、ごみやたばこの吸い殻が多い、受動喫煙によって子供がぜんそく発作を起こした、子供たちのためにも安心して小樽に住めるようにしてほしいといった内容です。

私も以前、保育所に子供を迎えに行ったときに、保育所から飛び出してきた子供と歩きたばこしていた方がぶつかりそうになったという場面も目撃したことがあり、やはり、他人事ではないと感じています。市民が安心・安全に暮らしていくためにも、市としても受動喫煙防止を今後、進めていっていただきたいと思います。

◎地域公共交通活性化事業について

次に、地域公共交通活性化事業についてです。

今回、260万円ということで拡大予算として予算計上されていますが、この事業費の内容についてお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

地域公共交通活性化事業費の内訳、内容ということなのですが、まず、小樽市地域公共交通活性化協議会の開催に係る協議会委員への謝金として10万5,000円。そして、市から協議会への補助金として、237万円、これは協議会の事業費となりますけれども、その内訳といたしましては、地域公共交通SNS戦略事業として80万円、地域公共交通利用促進事業、これはバスの利用促進事業なのですが154万9,470円、そのほか事務経費などとなっております。

○高野委員

その中で、バス一日乗車券を割引するということが利用促進を実施するというものもあるのですが、具体的な詳細について説明願います。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

地域公共交通利用促進事業というところに当たるかと思うのですが、これはバスの利用促進に係る事業でありまして、バス一日乗車券を市内のイベントやお祭りなどの開催日に合わせて割引して販売して、利用促進を図りたいという事業でございます。

○高野委員

では、今のところは、あくまでもイベントとかに応じて行うという予定なのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

内容については、現在、事業者と打合せをしているところなのですが、現在のところはイベントなどに合わせて売りたいということで考えてございます。

○高野委員

それでは、今回のように、そういう利用促進事業としてのバス乗車券の割引ということは行ってきたのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

これまで、こういった事業はやったことはございません。

○高野委員

では、乗車券を購入する場合というのは、どこで購入することができるのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

現在、事業者と打合せ中ではありますけれども、一応ターミナルの窓口ですとか、バスの車内ということで考えてございます。

○高野委員

今、事業者ともいろいろ打合せをしているということで、まだ決まっていない部分も多いと思うのですが、バスの利用促進という部分は、日本共産党もこれまで要望してきたので、一つの取組としてはいいのかと思うのですが、やはり、これまでお話ししてきたように、市民からバス停があちこちにある中で、上屋ですとか、ベンチが少ないということで増設してほしいというようなお話も聞いています。

それを設置することでバスの利用促進にもつながるのではないかと思いますので、一つでも二つでも設置できるようにぜひ、取り組んでいただきたいと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

上屋やベンチということなのですが、特に上屋については、あったほうが利便性が高いということは認識してございます。

一方で、市内には大変たくさんのバス停がございますので、設置するということになりますと、用地的な問題や費用の問題、あと、利用者による費用対効果といった問題がありまして、いろいろ鑑みながら設置というのは検討するべきものと考えております。ただ、現状におきましては、やはり、事業者の経営安定というところが一番優先されるべきというふうに考えてございますので、そちらを最優先に事業を行っていきたいと考えてございます。

○高野委員

そういうことだったので、ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

高野委員からお手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和6年度小樽市一般会計予算に対する修正案について提案理由を説明申し上げます。

歳入において、市税では滞納繰越分について高額滞納者の収入増が見込まれるため、固定資産税1億344万1,000円、都市計画税2,627万円を増額し、1億5,283万1,000円の歳入増を見込みます。マイナンバー関係経費、北海道新幹線関連経費、第3号ふ頭及び周辺再開発事業などを削減し、10億9,273万円を歳入減とします。

歳出では、増額するものとして、移住・定住促進住宅取得費等補助金の補助要件の緩和と補助を引き上げ500万円、ふれあいパス事業費については冊数制限をなくすための予算として7,247万8,000円、国民健康保険は1世帯8,000円を引き下げ、18歳未満の均等割を5割にするため1億2,752万3,000円、介護保険料は基準額を引き下げるために4,633万円、水道料金及び下水道使用料は基準水量未満の利用世帯の負担を軽減するため、それぞれ1,495万7,000円、住宅リフォーム助成制度の復活に1,500万円、就学援助費は卒業アルバム代等とオンライン通信費を支給するため小・中学生合わせて1,797万1,000円、学校給食支援事業費として、学校給食費を半額にするため9,699万円、保育所入所待ち児童対策として、保育士正規職員を5人追加雇用するための予算として1,941万円を増額し、歳出増として4億5,061万6,000円を計上しました。

一方で減額するべきものとして、マイナンバー関係経費、北海道新幹線維持費、石狩湾新港管理組合負担金、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費などの予算を削減することで13億9,051万5,000円を減額するものです。

これによって、修正案として歳入歳出ともに9億3,989万9,000円を減額し、610億8,232万3,000円とするものです。

日本共産党は、大型開発優先の予算ではなく、福祉、子育てなどを優先させ、安心して小樽市に住んでもらえるよう予算修正案を提案するものです。

各会派の御賛同をお願い申し上げます、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、討論を行います。

議案第1号ないし議案第12号、議案第14号、議案第30号、議案第31号、議案第36号及び議案第51号は否決、議案第1号修正案は可決の立場で討論を行います。

各会計予算案です。新年度予算案は、石狩湾新港への多額の投資、第3号ふ頭及び周辺再開発、北海道新幹線工事など大型事業を進めている予算になっています。

日本共産党は、物価高騰などで市民生活が直撃されている今だからこそ、先ほどお話しした大型公共事業よりも国民健康保険料の負担軽減や住宅支援など、市民の命と暮らしを守る予算にしていくことが必要だと考えます。

以上、各会派の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

原案どおり可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第12号、議案第14号、議案第30号、議案第31号、議案第36号及び議案第51号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、横尾副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。